

みなさまへ

## 令和6年10月からの 医薬品の自己負担について

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で  
先発医薬品の処方を希望される場合は  
特別な料金のお支払いが発生します

- 患者様ご本人が長期収載品を希望する場合  
後発医薬品の最高価格帯の薬価との価格差の  
1/4相当が選定療養扱いとして追加負担となります
- 但し医師・薬剤師により医療上必要と判断された  
場合は、特別な料金は発生しません

厚労省案内はこちら→



当院はこの制度に反対しています。

経済的理由が医師の処方より優先されることや、

お薬代が医療保険における自己負担割合を超えてしまうなど、  
医療保険制度そのものに関わる問題であるためです。

今後も見直しを国に求めています。

尼崎医療生協病院

医院長 大澤 芳清